



国土交通省PFIセミナー

平成14年2月14日

PFにおける契約主義

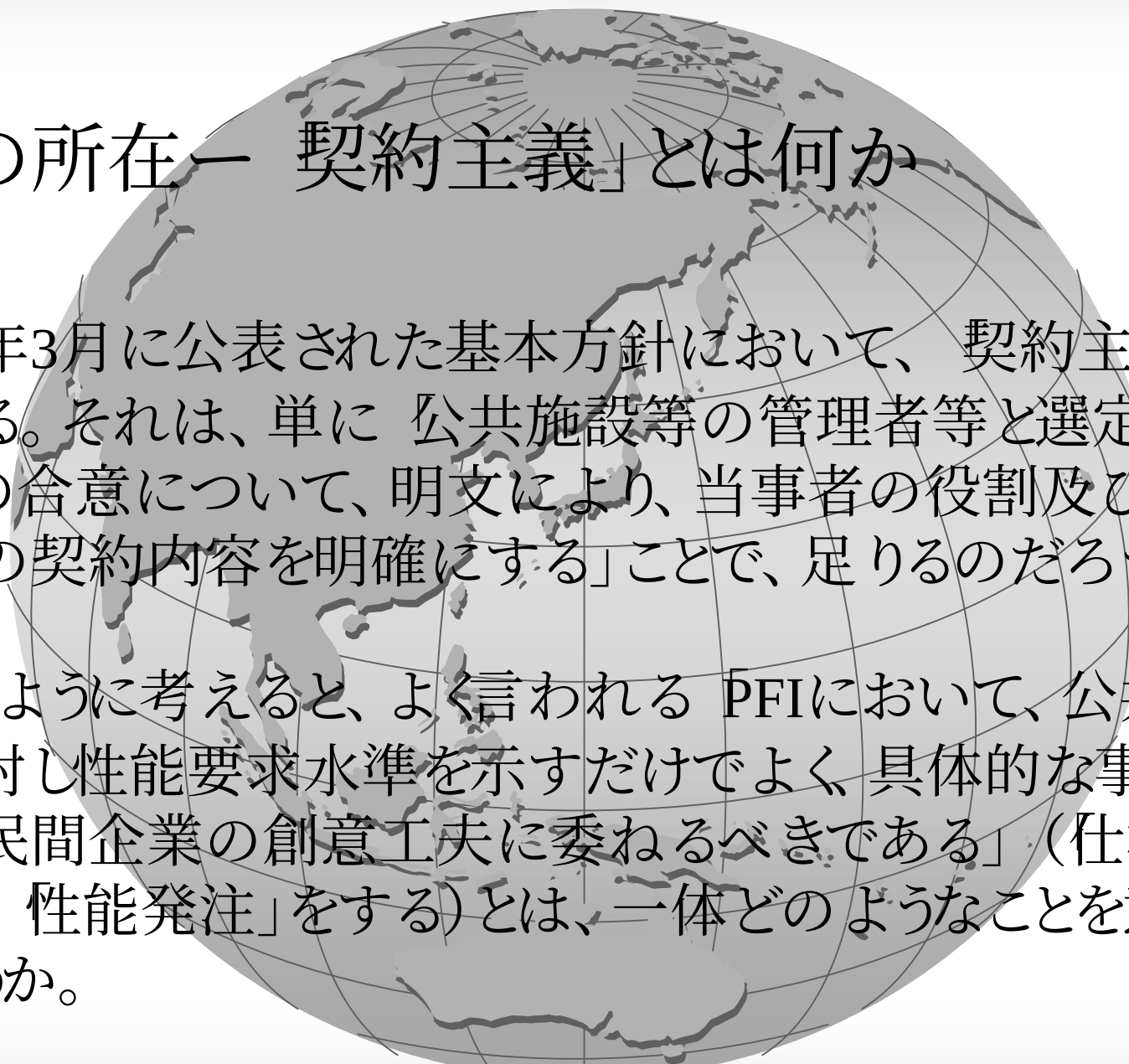
～PFIを進める上で地方自治体は何に留意するべきか～

三井安田法律事務所

弁護士 前田 博

PFIにおける契約主義

1.	問題の所在ー「契約主義」とは何か	1
2.	公共事業における民間企業の位置付け	2
3.	公共工事とPFI方式との考え方	4
4.	業績・成果主義とは何か	5
5.	業績評価の考え方 例)	7
6.	PFI事業と対象業務	8
7.	「インセンティブ」と「ペナルティー」の意義	9
8.	条件規定書の位置付け	10
9.	基本協定と事業契約の関係	11
10.	契約交渉のプロセス	12
11.	優先交渉権者との交渉の範囲	13



1. 問題の所在ー「契約主義」とは何か

平成12年3月に公表された基本方針において、「契約主義」を規定する。それは、単に 公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にする」ことで、足りるのだろうか？

もしこのように考えると、よく言われる「PFIにおいて、公共は民間企業に対し性能要求水準を示すだけでよく、具体的な事業実施方法は民間企業の創意工夫に委ねるべきである」（仕様発注」ではなく 性能発注」をする）とは、一体どのようなことを意味するのだろうか。

2. 公共事業における民間企業の位置付け

① 従来型)公共工事の場合



→ 行政と民間との間で、財・サービスの調達のための契約が締結される

2) PFI事業の場合



→ 行政と民間との間の役割分担が重要。効率的に業務を遂行するために「業績」と「成果」による統制が重視される。

3. 公共工事とPFI方式との考え方

公共工事

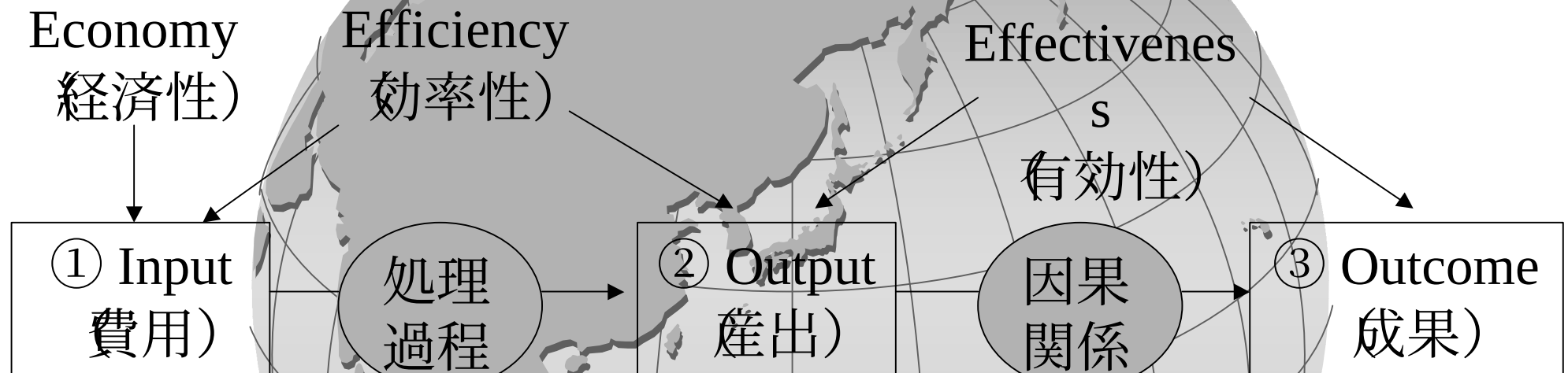
- 法令、規則による管理
- 単一の職務への特化した分業システム
- 明確なヒエラルキー・システム
- 競争的な手段の限定的な活用
- 供給サイドからの一方的な意思決定と戦略的マネジメントの欠如

PFI事業

- 業績と成果による統制
- サービス供給の効率化のための柔軟な組織運営
- 小規模な組織 (自律的な業績評価の単位) 間の契約によるマネジメント
- 民間委託や内部市場の活用
- 顧客や利用者サイドのニーズを反映したマネジメント

(「ヒュー・パブリックマネジメント
ー理念・ビジョン・戦略」大住荘四郎から)

4. 業績・成果主義とは何か



- ① Input (費用) : 投入する経営資源
- ② Output (産出) : 提供されたサービス、遂行された事業
- ③ Outcome (成果) : (行政)目的の達成に向けた前進

補) VfMの基準とは

- 1) Economy (経済性) :Input (費用)の最少化を図ること
→ 「Output」を固定化させた上で、公共工事による場合とPFI方式による場合との公的財政負担の見込額を比較する。
- 2) Efficiency (効率性) :Output (産出)の最大化を図ること
→ 「Input」を固定させた上で、「Output」の量を比較する。
- 3) Effectiveness (有効性) :Outcome (成果)の改善を図ること

5. 業績評価の考え方 (例)



6. PFI事業と対象業務

PFI事業の対象が同じ事業であっても、対象業務や事業方式が同じという訳ではない。従って、業績評価についての考え方も異なってくる。

高知医療センター

医療情報システム :	・別途発注
設計 :	・実施設計レベルまでの図面あり。VE提案
事業方式 :	・BTO方式 (本館) ・BOT方式 (宿舎)
事業期間 :	・30年
支払期間 :	・15年

近江八幡市民病院

含む
・基本設計のもととなる情報のみ
・BOT方式
・30年
・30年

7. 「インセンティブ」と「ペナルティー」の意義

- PFIは、行政サービスの提供者と費用の負担者を分離することで、効率的かつ効果的なサービスの提供を図ることを目的としている。
- 「業績・成果主義」を推進するには、エージェンシー・コストの発生を防止する必要がある。そのためには、「インセンティブ」と「ペナルティー」を規定することが有効である。
- 実務上、「モニタリング」と「スコアリング」をどのように決定するかが、重要なポイントとなる。

8. 条件規定書の位置付け

- PFIに応募しようとする民間事業者が、「投資判断」をする上で必要な事実関係や契約の内容を予め明示する必要がある。
- 公共が行なうのは要求水準 (Output) を明示することであり、事業の実施手順 (Input) は民間事業者の創意工夫に委ねるとする以上、運営段階での契約書を予め提示することが事実上不可能である以上に、詳細に実施手順を規定することは不適切なことでもある。

9. 基本協定と事業契約の関係

・公共と優先交渉権者（コンソーシアム）との契約が基本協定であり、公共と選定事業者（＝SPC）との契約が事業契約。

・基本協定では、最低以下の事項を含む。

- ① 優先交渉権者がSPCを設立すること、
- ② 公共とSPCとの間で、大要添付されている案文の内容の事業契約を締結すること、および
- ③ 公共は、必要な債務負担行為を含む予算の議決を得られるよう努力すること。

10. 契約交渉のプロセス

- 優先交渉権者は公共に対し、募集要項等で公共から提示された要求水準（Output）を実施するための事業の実施手順（Input）を提案する。
- 公共から優先交渉権者に対し、条件規定書及び要求水準書と、優先交渉権者の提案にかかる実施手続に基づき作成した基本協定と事業契約の各案文を提示する。
- 公募型プロポーザルにより事業者を選定した場合、公共から選定事業者に対し具体的な事業の条件を提示することになる。

11. 優先交渉権者との交渉の範囲

- 「総合評価)一般競争入札」の場合、要求水準 (Output)が規定されているので、交渉によりその変更をすることはできない。かかる要求水準を達成する為の事業の実施手順 (Input)に関する契約の細目を交渉する。
- 「公募型プロポーザル」の場合、具体的な事業を実施する為に公共と選定事業者との間で契約交渉をする。但し、募集要項等で規定された事項や応募書類に記載した内容は、その前提条件に変更がない以上、事実上これを変更することはできない。